

高年齢者が活躍できる職場とするために

オンライン開催

～改正高年法のポイントや高年齢者の
再雇用・定年延長時の法的留意点～

「人生100年時代」と言われるようになり、日本の人口比率に比例して企業の中においても高年齢者のボリュームが大きくなっています。この世代を多く抱える日本の企業は、高齢人材の活性化が急務な社会と云え非常に関心の高いテーマになっています。人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」のあり方そのものです。高年齢者に関連する法制度の面においても、すでに改正高年齢者雇用安定法が施行されていますが、2021年4月より、65歳までの雇用確保措置義務に加え、70歳までの就業確保措置が企業に努力義務として課せられています。

そこで今回は、継続雇用制度を導入する企業における定年前（無期契約）と定年後（有期契約）の均等・均衡処遇のあり方など、高年齢者がより活躍できる環境の整備や法的観点での留意点等について、裁判例も参考にしながら詳しく解説をいただきます。

日時

2023年1月19日(木)

14:00～16:30

Zoomによるライブ配信

講師

五三・町田法律事務所 弁護士

五三 智仁（いつみ とむひと）氏

講義内容

- 高年齢者雇用の実情
- 改正高年齢者雇用安定法の概要
- 60歳定年後65歳まで再雇用を行なう場合の留意点
- 65歳まで定年引上げを行なう場合の留意点
- 70歳までの就業機会確保への取り組み
- 質疑応答

参加費

労働法研究会員 : 無料
人事制度研究会員 : 無料
協会会員 : ¥3,000 (税込)
一般（非会員） : ¥5,000 (税込)

【申込要領】 ● 以下の申込書の太枠内に必要事項をご記入の上、FAXかメールにて **1月12日(木)まで**にお申し込みください。

● ホームページの「募集中のセミナー」からも申込可。その際は備考欄にメールアドレスを必ずご記入ください。(http://www.kana-keikyo.jp)

● 〆切日を過ぎましたら、ご参加者さま宛にメールで受講方法等のご案内をお送りさせていただきます。

【注意事項】 ● 〆切後のキャンセルはキャンセル料（全額）を申し受けますので予めご了承下さい。

【お振込先】 ● 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)、シャ) カナガワケンケイエイシャキョウカイ

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-671-7060 / FAX.045-671-7087 担当：深澤

労働法研究会 & 人事制度研究会「高年齢者が活躍できる職場とするために」オンライン開催 参加申込書

【FAX送信先】045-671-7087 または【メール送信先】kensyusanka@kana-keikyo.jp 年 月 日hp

会社事業所名		いずれかに○印をお願いします。	
		労働法研究会員 or 人事制度研究会員 or 会員 or 一般	
住所	お申込者氏名	お申込者所属・役職	
〒			
E-mail	TEL	FAX	
ご参加者①氏名	ご参加者所属・役職	TEL	
E-mail (必須)		FAX	
ご参加者②氏名	ご参加者所属・役職	TEL	
E-mail (必須)		FAX	
各々ご記入と○印をお願いします。		① 視聴費 ¥ _____ は、 _____ 月 _____ 日に、イ)銀行振込、ロ)郵便振替 の予定。 ② 請求書を、ハ)希望します、ニ)希望しません。	